

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（概要）

1. 改正の概要

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025について」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき行われた、社会保障審議会医療保険部会及び同部会の下に設置された「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」における議論を踏まえ、高額療養費制度の見直しが行われ、関係法令の改正が行われたところ。見直しの一環として、現行制度の月単位の上限額に加えて、新たに年単位の上限額が設けられた。

上記の改正を受けて、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令第9条（国民健康保険制度関係）及び第14条（高齢者医療制度関係）について、上記改正により新たに追加された事務（新設された規定に基づき高額療養費の支給を受けようとする者が提出する申請書の受理や添付書類の確認等）を、申請等関係事務処理法人に行わせるために必要な規定の整備等を行う。

2. 施行期日

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和8年8月1日）